

議案第26号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月5日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理 又は処理	処分事由
1 三朝町 財政調整 積立基金	年度間における財源の調整を図り、もって町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源

				<p>に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>
2 三朝町 減債基金	町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 町債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 地方税の減収補</p>

				てんのため特別に発行を許可された町債又は財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。
3 三朝町 公共施設 営繕基金	庁舎その他町の公共用施設の計画的かつ安定的な整備及び営繕に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
4 三朝町 情報通信 設備管理 基金	情報通信設備の整備及び維持管理に必要な財源を確保し、町民の安定した情報通信環境の構築に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	情報通信設備の整備及び維持管理の財源に充てるとき。
5 電源立 地地域対 策交付金 基金	三朝町における次に掲げる措置又は事業の推進に資すること。 (1) 地域振興計画作成等措置 (2) 公共用施設の整備維持補修及び維持運営等事業 (3) 次に掲	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる措置又は事業の財源に充てるとき。

	げる地域活性化事業 ア 地場産業振興支援事業 イ 地域資源利用魅力向上事業 ウ 福祉サービス提供事業 エ 環境維保全・向上事業 オ 生活利便性向上事業 カ 人材育成事業 (4) 企業導入、産業活性化措置 (5) 福祉対策措置 (6) 企業立地資金貸付事業 (7) 給付金加算等措置			
6 三朝町	町民の福祉	一般会計歳入	一般会計歳入歳	町民の福祉を増進する

社会福祉基金	を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことに資すること。	歳出予算に定める額	出予算に計上して当該基金に積立て	ための事業の財源に充てるとき。
7 三朝町営墓地運営基金	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。
8 三朝町農山村ふるさと基金	三朝町における農山村地域の活性化のための事業の安定的な推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
9 三朝町中山間ふるさと農村活性化基金	地域住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、もって農村の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
10 三朝町地域活力創出推進基金	三朝町の恵まれた資源を生かして、地域の活性化、	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	人材育成、産業創出等を推進し、もって雇用創出を図ること。			
11 三朝町ふるさと応援基金	<p>三朝町における次に掲げる事業の推進に資すること。</p> <p>(1) 緑豊かな原風景を守り育てる事業</p> <p>(2) 心豊かなあたたかい子どもを育む事業</p> <p>(3) 三朝温泉を守り生かす事業</p> <p>(4) ふるさとの発展を目指す事業</p>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。
12 三朝町営住宅基金	町営住宅の整備、管理等を行い、居住の安定を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 町営住宅又は共同施設の建設に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 町営住宅又は共同施設の修繕又は改良に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 町債（譲渡した町営住宅の整備若しくは共同施設の整備</p>

				又はこれらの改良に要する経費に充てるため起こしたものに限る。)の繰上償還に要する財源に充てる時。
13 三朝町 集落排水 処理事業 推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定的経営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定的経営を図るため、借入金の償還財源に充てる時。 (2) 償還期限を繰上げて行う借入金の償還財源に充てる時。 (3) 集落排水処理事業の推進を図るために必要な経費に充てる時。
14 三朝町 国民健康 保険財政 調整基金	年度間における財源の調整を図り、もって三朝町国民健康保険財政の健全な運営に資すること。	三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	国民健康保険事業の運営上必要があると認めるとき。
15 三朝町 介護保険 財政調整 基金	年度間における財源の調整を図り、もって三朝町介護保険財政の健全な運営に資すること。	三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	介護保険事業の運営上必要があると認めるとき。
16 三朝町	簡易水道施	簡易水道事業	簡易水道事業特	簡易水道施設等の改修

簡易水道施設等改修基金	設等の維持管理を円滑に行うこと。	特別会計歳入歳出予算に定める額	別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	事業に要する経費の財源に充てるとき。
17 三朝町温泉配湯事業財政調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
18 三朝町下水道事業財政調整基金	三朝町下水道事業の安定的経営に資すること。	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
19 三朝町財産区財政調整基金	各財産区の年度間における財源の調整を図り、もって三朝町財産	三朝町財産区特別会計の各財産区勘定歳入歳出予算に定める額	三朝町財産区特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	各財産区勘定の運営上必要があると認めるとき。

	区財政の健全な運営に資すること。			
--	------------------	--	--	--

(備考)

- (1) 5の第4欄に定める積立ては、5の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 5の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。
- (3) 11の第4欄に定める積立ては、11の第2欄に定める事業ごとに区分して整理するものとする。
- (4) 11の第5欄に定める処分は、(3)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。